

独立行政法人国立美術館競争的資金等取扱規則

制定 平成19年12月12日
平成19年国立美術館規則第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における科学研究費補助金等の公的資金に基づく競争的資金等の運営・管理の責任体系及び事務手続について定め、適正な管理・監査を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「競争的資金等」とは、各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金をいう。

(法令等の遵守)

第3条 国立美術館に勤務する役職員（以下「役職員」という。）は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等関係法令並びに交付等の際の条件を遵守するものとする。

第2章 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第4条 国立美術館に国立美術館全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置くこととする。

2 最高管理責任者は、理事長とする。

(統括管理責任者)

第5条 国立美術館に最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、国立美術館全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置くこととする。

2 統括管理責任者は、理事長が指名する理事とする。

(部局責任者)

第6条 国立美術館が設置する美術館（以下「各館」という。）における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という。）を置くこととする。

2 部局責任者は、事務局長及び各館の館長とする。

(最高管理責任者の責務)

第7条 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が競争的資金等の適切な運営・管理を行うように努めなければならないものとする。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(経理事務の準拠)

第8条 競争的資金等に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等に関する取扱いは、他に定めるもののほか国立美術館が定める独立行政法人国立美術館会計規則等（以下「会計規則等」という。）の定めに準じて取り扱うものとする。

(相談窓口)

第9条 競争的資金等に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関し、国立美術館の内外から相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置くこととする。

2 相談窓口は、事務局及び各館ごとに置き、担当係等を公開するものとする。

(責任体系の明確化)

第10条 競争的資金等の管理・監査の体制は、独立行政法人国立美術館組織規則等の定めに準じて取り扱うものとする。

(行動規範等)

第11条 競争的資金等に係る不正使用を防止するため、役職員は独立行政法人国立美術館職員就業規則（以下「就業規則」という。）及び独立行政法人国立美術館職員倫理規則等に従い、不正使用防止に努めるものとする。

(研修会等)

第12条 競争的資金等に係る不正使用を防止するため、研修会の開催などにより、競争的資金等の運営、管理及び使用に係わる者の意識向上を図るものとする。

(不正使用に係る調査及び処分等)

第13条 競争的資金等に係る不正使用があった場合又は不正使用が懸念される事案が生じた場合には、最高管理責任者が指名する役職員等3名以上からなる調査委員会を設置し調査を行うものとする。

2 前項の調査は、独立行政法人国立美術館における研究活動の不正行為防止等規則（以下「不正行為防止等規則」という。）に準拠して行うこととする。

3 調査の結果、不正使用が認められた者については、就業規則及び独立行政法人国立美術館職員懲戒規則等に則り懲戒処分等を行うこととする。

第4章 防止計画を推進する部署の設置

(不正防止)

第14条 最高管理責任者は、競争的資金等に係る不正使用を発生させる要因を把

握し、その対応のため、不正防止計画を策定し自ら進捗管理に努め、部局責任者に実施させることとする。

(防止計画を推進する者)

第15条 競争的資金等に係る不正使用を防止するために、不正防止計画を推進する者を置くこととする。

2 前項で規定する不正防止計画を推進する者は、事務局長とする。

第5章 競争的資金等の適正な運営・管理活動

(執行状況の検証)

第16条 部局責任者は、随時執行状況を把握し、著しく執行が遅れている役職員に対してその理由を確認し、改善を求めるものとする。

2 部局責任者は繰越制度の活用等も含めた改善策を役職員に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第17条 部局責任者は、役職員からの申出により財産の買入れ契約等を行う場合、競争的資金等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(検収業務等)

第18条 物品の買入れ契約に伴う検収業務については、会計規則等の定めに準じて扱うこととする。

2 期間を定めた職員の雇用並びに独立行政法人国立美術館諸謝金支給基準の定めに準じた謝金の支出により研究協力を得る場合は、事務職員（独立行政法人国立美術館職員給与規則に定める一般職俸給表の適用を受ける者とする。）が勤務状況等を確認し、適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第19条 役職員が出張する場合は、部局責任者が事前に出張の必要性を確認することとし、出張後は出張報告書並びに事実が証明できる証憑をもって確認するものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第20条 部局責任者は、不正な取引に関与した業者については、会計規則等に準じ、財産の買い入れ等の契約に係る取引停止等の措置を講ずるものとする。

2 部局責任者は前項の措置を行った場合、遅滞なくその旨を最高管理責任者に通知することとする。

(取引業者との癒着防止)

第21条 部局責任者は、役職員と取引業者との癒着を防止するため、債務確認を行うなど取引状況の確認を行い、必要に応じて癒着防止措置を講ずるものとする。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

(通報窓口)

第22条 競争的資金等に係る不正使用等(疑いがあるものを含む。)に関する通報及び情報提供を受け付けるため、通報窓口を事務局に置き、総務担当室が担当するものとする。

2 通報窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は、当該通報の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

第7章 モニタリングの在り方

(内部監査の実施)

第23条 競争的資金等が適切に執行されているか監査するため、内部監査部門を事務局に置き、財務担当室が担当するものとする。

2 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、国立美術館全体の視点から競争的資金等の運営・管理の体制整備等について、随時または定期的に監査を行うこととする。

3 内部監査部門は、不正防止計画を推進する者との連携により、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこととする。

4 内部監査部門は、監事及び会計監査人と連携し監査を行うこととする。

5 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適宜、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者及び部局責任者等に改善を指示するものとする。

第8章 その他

(その他)

第24条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年11月1日から適用する。